

令和 3 年 4 月 19 日

指定管理者 各位

名古屋市観光文化交流局長

## まん延防止等重点措置の実施に伴う文化施設における対応について

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる『ゴールデンウィーク』に向けた取組等に係る留意事項等について（令和 3 年 4 月 16 日付事務連絡・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）」を踏まえ、本市所管の文化施設における対応を、本通知以降、以下のとおり変更します。

指定管理者におかれましては、「文化施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和 3 年 3 月 1 日改訂。以下、「当室ガイドライン」という。）に則した感染防止策の徹底が図られるよう、適切にご対応を改めてお願い申し上げます。

なお、国・愛知県並びに本市の新たな方針が示された場合等は、再度対応を整理することとします。

### 1 施設の使用制限

#### (1) 施設利用時間の短縮

令和 3 年 4 月 20 日から 5 月 11 日までの利用については、利用時間が 20 時までとなるよう、公演主催者へ丁寧に説明・依頼してください。あわせて、利用時間が 20 時以降の新規利用申し込みの受付を停止してください。

なお、適用にあたっては、上記事務連絡発出日（令和 3 年 4 月 16 日）より周知期間を経て、4 月 21 日から適用することとします。チケットの販売時期等に応じて、次のとおりの取り扱いとしてください。

ア 4 月 20 日までにチケット販売が開始された催物（「優先販売」など名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）

4 月 20 日までに販売されるチケットは、施設利用時間の短縮は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。ただし、4 月 21 日から、利用時間が 20 時を超えるチケットの新規販売を停止するよう、公演主催者へ丁寧に説明・依頼してください。

イ 4 月 21 日以降にチケットの販売を開始するもの

利用時間が 20 時までとなるよう、公演主催者へ丁寧に説明・依頼してください。

## (2) 受付時間の変更

施設利用時間の短縮を受け、令和3年4月20日から5月11日までの期間について、各施設の受付時間を次のとおりとします。

施設名	受付時間
名古屋市公会堂	午前9時～午後8時
名古屋市民会館	午前9時～午後8時
名古屋市芸術創造センター	午前9時～午後8時（変更なし）
名古屋市青少年文化センター	午前9時～午後8時（変更なし）
名古屋市文化小劇場 （港・緑・東文化小劇場を除く）	午前9時～午後8時（変更なし）
名古屋市港・緑・東文化小劇場	午前9時～午後5時（変更なし）
名古屋市民ギャラリー栄	午前9時30分～午後5時（変更なし）
名古屋市民ギャラリー矢田	午前9時～午後5時（変更なし）
名古屋市演劇練習館	午前9時30分～午後8時
名古屋市音楽プラザ	午前9時～午後8時
名古屋市短歌会館	午前9時～午後8時（変更なし）
名古屋市東山荘	午前9時～午後4時30分（変更なし）
名古屋市能楽堂	午前9時～午後5時（変更なし）

## 2 その他

- ・「催物の開催制限」については、3月1日付通知より変更はありません。
- ・本通知の対応について、ウェブサイトへの掲載など、利用者へ適切に周知していただきますようお願いいたします。
- ・なお、当室ガイドラインについては、別途改訂を予定しております。